

令和 5 年 8 月 18 日

福祉環境常任委員会資料

福祉部高齢者・地域福祉課

債権放棄の報告について

債権所管課：高齢者・地域福祉課

令和 4 年度加古川市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権の名称	件数	人数	金額	放棄日及び適用条項
生活支援ハウス入所者負担金	1 件	1 人	758,000 円	令和 5 年 2 月 27 日 条例第 10 条第 3 号 (債務者死亡)
合計	1 件	1 人	758,000 円	

(放棄債権の概要)

生活支援ハウス入所者負担金

発生年度

平成 29 年度～令和 3 年度

◎参 考

加古川市債権管理条例抜すい

(債権の放棄)

第10条 債権管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非強制徴収債権及び当該債権の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) …………… (省 略)

(2) …………… (省 略)

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、その相続人の全員が相続の放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行等をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(4) …………… (省 略)

(5) …………… (省 略)

(6) …………… (省 略)

(議会への報告)

第11条 債権管理者が前条の規定により債権を放棄したときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。